

門真市環境基本条例（素案）  
パブリックコメント意見募集結果について

- 1 案件名：「門真市環境基本条例（素案）」
- 2 実施機関（担当所管課）(1)名称：環境政策課 (2)電話：06-6909-4129
- 3 概要  
意見募集期間：平成 25 年 4 月 1 日（月）～ 4 月 26 日（金）  
結果資料公表場所：リサイクルプラザ、市情報コーナー、保健福祉センター  
南部市民センター、図書館本館、門真市民プラザ  
公民館、文化会館
- 4 受付した意見等の件数：合計 2 件  
\* 寄せられた意見による条例（素案）の修正は行いませんが、意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

No.1 第 14 条関係

**【意見の概要】**

（仮称）門真市環境基本計画を策定するにあたり、条例第 14 条に規定される環境審議会を開くことが求められると思いますが、その審議会においては市民の代表や事業者の代表が参画し多くの提案が出るような審議会になればと思います。

**【意見に対する考え方】**

門真市環境基本条例第 14 条に規定される環境審議会については、多くの市民の皆様にご意見をいただける委員構成としていくことを検討しております。

また、（仮称）門真市環境基本計画の策定過程においては、公募市民で構成される市民ワークショップを開催するとともに、パブリックコメントを実施し市民の皆様の意見を踏まえた計画策定を進めることを予定しています。

No.2 第 11 条、第 12 条、第 13 条関係

**【意見の概要】**

審議会が検討することですが、今回の素案に対して注文をつけるとすれば、第 11 条から第 13 条に挙げられている、いわゆる「実務」としての行政・市民・事業者が環境に対しての「学習」や「行動」するための充実した普及・啓発をするための施策が他の自治体と比較するとき、全ての面で門真市は少し弱いように感じます。

**【意見に対する考え方】**

門真市環境基本条例は門真の環境に関する施策等の理念や基本的な考え方を定めた理念条例であり、具体的な事項についての規定は（仮称）門真市環境基本計画や個別の条例等に委ねることとなります。

今後におきましては、頂いたご意見を参考にしながら、市・市民・事業者の協働で環境関連施策の推進に努めてまいります。